

生協制度見直し検討会	
第7回 (H18.11.15)	参考資料2

第6回生協制度見直し検討会議事録

日 時：平成18年10月30日（月）13:00～15:00

場 所：厚生労働省7階 専用第15会議室

出席委員：清成座長、大塚委員、小川委員、品川委員、土屋委員、山下委員、吉野委員

議 題：（1）これまでの議論の整理
（2）その他

○ 清成座長

それでは定刻になりましたので、まだお二方、委員がお見えになっていませんけれども、ちょっと遅れるという御連絡がありますので、第6回生協制度見直し検討会を開催させていただきます。

初めに委員の出席状況を……といいましても、先ほど申し上げましたように、お二方遅れてお見えになるということでございます。

早速議事に入りますが、初めに前回の議論について、確認のため事務局から資料の説明をお願いいたします。

○ 花咲課長補佐

資料1について御説明いたします。第5回において御議論いただきまして利用事業、組織・運営規定の見直しについて御意見の概要を事務局で取りまとめさせていただいております。

まず1ページ、I、利用事業でございます。1、医療・福祉の非営利性の徹底についてでございますが、福祉事業と他の事業を兼業している場合に、区分経理をして収益の状況をきっちり把握して、その中で健全性を確保することは必要だが、共通経費もあり、剰余金は法人トータルとしてしか出ないのではないかとの御意見がありました。また、持ち分の払戻しをすべきかどうかは政策論の問題であるとの御意見がございました。

2、医療・福祉の員外利用限度の緩和につきましては、員外利用規制全体での緩和がなされないと、医療・福祉事業について員外利用限度を100分の100と定めることは規制強化にしかかなりかねないとの御意見がございました。

3、剰余金の使途たる事業の拡大につきましては、生協の社会貢献は福祉だけではなく、低価格商品を提供するなど、時代ごとの消費者問題の一助となる社会的活動を行うことが中心との御意見もございましたが、購買事業における活動は競争の中で解決できる問題であることが福祉事業とは異なる、購買事業と福祉事業とは別に考えるべきであ

るとの御意見や、地域の中での支え合いのため、組合員による福祉活動と福祉事業の両方を育てていかなければならないとの御意見がございました。

続いてII、組織・運営規定でございます。1、見直しの方向性でございますが、今日の生協の事業規模、社会的責任からは規定を整備することが適当との御意見や、事前規制から事後規制への流れの中で、意思決定の自由度を拡大する一方、自己責任が求められ、第三者のチェックも必要とされている、また、その限りにおいて行政の関与も必要との御意見がございました。

2、員外監事設置の義務付けにつきまして、組合員でないことを員外監事の要件とすると、事業を利用していない者を監事にしなければならず、おかしいのではないかとの御意見や、地域生協は組織率が5割に及ぶ場合もあり、組合員以外の監事を設置することは困難との御意見がございました。一方、生協の経営や組合員としての関与を持たない専門的な者による監査を求めるという員外監事の趣旨からすれば、あえて非組合員から意見を求める体制をつくることも一つの考え方であるとの御意見がございました。

3、その他の組織・運営規定に関する事項としまして、一定規模以上の生協には常勤監事が必要との御意見や、会計帳簿等の閲覧請求時には正当な理由がなければ請求を拒める旨や、拒否事由を明文化すべきとの御意見、さらに、理事会議事録の組合債権者による閲覧については裁判所の許可を必要とすべきとの御意見がございました。また、組合員の意思を反映するに当たっては、小さな生協がきちんと存在することが必要であり、連合会会員の出資一口額の制限を撤廃することをどうとらえるかが問題との御意見がございました。

以上でございます。

○ 清成座長

ありがとうございました。ただいまの説明について、この時点で何か御意見がございましたら、お出しいただきたいと思います。

特にございませぬようでしたら、時間も限られておりますので、もし何かありましたら後ほどでも結構でございますし、会議終了後でも結構でございますので、事務局にお伝えいただければと思います。

それでは本日の議題に入ります。前回までの検討会で見直し項目の議論は一巡したわけでございますが、本日はさらに検討が必要な項目について議論することになるわけでございます。そこで、事務局にこれまでの議論の整理をまとめた資料を作成していただいておりますので、まず初めにその説明をしていただきまして、その後、残された検討項目についても説明をお願いしたいと思います。

それでは事務局から御説明をお願いいたします。

○ 花咲課長補佐

それでは資料2～5までまとめて御説明させていただきます。まず資料2、これまでの議論の整理（案）でございます。本資料はこれまでの検討会における議論及び事務局からの説明等を踏まえて、事務局の方で取りまとめたものでございます。本資料を取りまとめるに当たりましては、検討会での議論の順序とは異なり、生協全体に話が及ぶ組織・運営規定から始め、その後、各事業に関する御議論をまとめております。

I、組織・運営規定についてまず御説明させていただきます。一部は先ほどの資料1と重複する部分がございますが、議論全体のまとめということで、改めて御説明させていただきますので、御容赦いただきたいと思います。

1、基本的な考え方でございます。今日の生協の事業規模、社会的責任にかんがみ、組織・運営規定を整備する必要があるとされ、その際の考え方については、組織における意思決定の自由度を拡大する一方、自己責任の徹底、第三者による監視機能の強化を行うこととなる、また、一定範囲内での行政の関与が必要であるとされました。

2、員外監事の設置の義務付けでございます。組合員でないことを員外監事の要件とすると、事業を利用していない者を監事にしなければならないこととなり、地域生協の組織率からは組合員以外の監事を設置することが困難な場合があるのではないかと御意見がございました。一方で、生協の経営や組合員としての関与を持たない専門的な者による監査を求めるとの員外監事の趣旨からは、設置を義務付けることについてそれをどのように考えるかとの御議論がございました。

3、常勤監事の設置の義務付けとしまして、一定規模以上の生協には常勤監事の設置を義務付けるべきではないかと御意見がございました。

II、購買事業でございます。1、基本的な考え方でございますが、員外利用規制や県域規制の見直しに当たっては、生協の本旨やその公共性・公益性と見直しの必要性とのバランスをとりながら見直しを行うことが必要である、また、生協が公共性・公益性を発揮するための基盤整備も必要とされました。

2、員外利用規制でございます。員外利用規制の見直しについては、生協は一般消費者の相互扶助組織であるという基本的考え方に基づき、員外利用の許可制度を維持し、可能な場合を法令上個別具体的に限定列挙するという考え方と、定款に定めれば許可なく2割の範囲内で員外利用を認めるという考え方が両方出されておまして、これについてどのように考えるかが御議論となっております。また、災害時の緊急物資提供等の公共政策の観点から必要となる場合など、一定の場合について員外利用を可能とすべきではないかと御議論がございました。さらに、員外利用規制の見直しを検討するに当たり、他の協同組合と生協の性格の異同についてどのように考えるかが御議論となっております。

3、県域規制でございます。広域で生活圈や生協の活動範囲をとらえて問題なく、組合員サービスの向上にもポジティブに働くことから、県域規制を見直して問題ないのではないかと方向性が出されております。その範囲については、「一定の地域による

人と人との結合」という生協の本旨を踏まえ、一定の範囲を限って都道府県の区域を越えて地域生協の区域を設定することができるとしてはどうかとの御議論がございました。また、その場合、生協の本旨と合理的な事業実施のためのエリアとの関係で具体的な区域の範囲をどのように考えるかという御議論がございました。

III、利用事業でございます。1、基本的な考え方ですが、少子高齢化や地域におけるつながりの希薄化が進む中で、介護など福祉に関する組合員ニーズを受けて、地域で支援が必要な人をコミュニティで受けとめ、支え合うため、福祉事業と福祉活動の両方を育てていくことが必要であるとされております。

2、医療・福祉の非営利性の徹底でございます。医療の非営利性など、医療・福祉の性格にかんがみ、生協が行う医療・福祉事業についてもその非営利性を高めるため、区分経理をし、各会計から他の会計への資金移動を行わないこととするほか、対象事業に係る剰余金の割戻しの禁止や、対象となる事業の残余財産の帰属先を制限する措置を講ずるべきではないかということについて御議論いただいております。また、この場合、共通の資産や経費を分離して経理することは実務的に可能かとの御意見がございました。

3、剰余金の使途たる事業の拡大でございますが、生協が実施する事業のうち、福祉事業には購買事業とは異なる性質があることを踏まえ、組合員による福祉活動を推進するための手段を講じることが必要であるとされております。

IV、共済事業でございます。1、基本的な考え方でございますが、生協共済と保険には一定の差異が認められるものの、破綻時に契約者に与えるリスクが大きいことを踏まえれば、一定の規制が必要であるとされております。また、そのスタンスですが、協同組合の特性を今後とも維持、発展していけるよう、他の協同組合法における規定の整備状況を参考にしながら法改正を行うことが必要であるとされております。

2、契約者保護に関する規制の振り分けでございますが、高度な規制とそうでない規制を行う場合には、加入者に自己責任で損失を負担させてもいいか（少額かどうか）、実質的な自治が機能しているかという視点があるとされております。また、共済制度の見直しに当たっては、他の協同組合法にならうこととするが、生協の特質を踏まえ、特に配慮すべきことはあるか、具体的には兼業規制について、生協が総合的に事業を実施していることや、組合員のニーズに応じて事業を実施していることについてはどのように考えるかが御議論となっております。

V、その他でございますが、職域生協と地域生協の混合組合を認めるべきではないかとの御意見や、大学生協において学生は、大学という職域の附近に居住する者として組合員になっているが、本来の組合員として位置付けるべきではないかとの御意見がございました。

続きまして資料3でございます。残された検討項目の御説明をさせていただきます。これまでの検討会でいろいろな御議論があった項目や、委員から新たな論点として出さ

れた項目についてまとめた資料でございます。全部で8つの項目について御議論いただきたいと思っております。

まずは組織・運営規定に関する項目として、員外監事の設置の義務付けと常勤監事の設置の義務付けの2つがございます。員外監事の設置の義務付けでございますが、前回までに事務局が提案した方向性は1ページのとおりでございます。

前回の御議論を踏まえてまとめ直した資料が2ページでございます。前回、その趣旨を踏まえて検討してはどうかという御意見をいただいた員外監事設置の趣旨でございますが、客観的、第三者的な立場で業務執行の是非について意見を述べるができることと、組合内の常識とされている事柄でも、組合外の第三者の立場から評価することが必要であり、透明性の高い、公正な経営監視体制が確立できることとされております。一方、生協の組織運営の性格でございますが、生協では株式会社の株主とは異なり、それぞれの組合員が出資・利用・運営のすべてについて参画することが本旨となっており、組合員としての立場と業務に対する中立性を求められる監事の立場とが相反する場合が想定し得るとなっております。ちなみに、前回、品川委員から御意見がございました地域生協の組織率の関係でございますが、最も組織率が高い組合で約6割となっておりますが、全国47都道府県で最も組合員数の多い地域生協の平均組織率を見ますと約25%となっております。

そこで対応案としまして、員外の範囲については、組合員でないことを要件にすることが適当でないかと考えております。また、その義務付けの範囲については、購買事業、利用事業、生活文化事業及び共済事業のうち、いずれかの事業を行う組合または連合会としてはどうかと考えております。

3ページ、常勤監事の設置の義務付けでございます。前回、監事機能の強化を図るのであれば一定規模以上の組合については常勤監事を置くことも必要ではないかとの御意見がございました。

そこで4ページでございますが、生協の現状としては、法令上、常勤監事の設置を義務付ける規定はございません。他制度の状況はページの一番下にあるとおりでございます。

対応案としましては、生協が行う経済事業が高度化、複雑化していること等も考慮し、組合の業務全般にわたる深い知識と経験等を有し、組合の日常の業務執行を監査する役割を担う者として、購買事業、利用事業、生活文化事業及び共済事業のうちいずれかの事業を行う組合または連合会には、その事業の規模が一定以上の場合には常勤監事を設置しなければならないと義務付けることとしてはどうかと考えております。

続きまして、購買事業に関する論点が2つございます。1つ目は5ページ、員外利用規制でございます。事務局が提案した方向性はそこにあるとおりでございます。

6～8ページまでは、前回の御議論で生協と農協の異同について御意見が出たことからまとめた資料でございます。

まず6ページは、他の協同組合における組合員資格をまとめた表でございます。表自体は再提出資料でございますので詳細は割愛させていただきますが、農協は正組合員たる農業者がいなければ成立しないこととなっており、このため、その地区においても農村を中心とする地域になると考えられます。一方、生協は自然人一般を対象にしており、農協のような実質的な地域の制限はございません。

7ページをごらんください。実際に地域購買生協と農協の区域を比較してみたものでございます。ごらんいただきますと差は歴然としておりまして、地域購買生協については都道府県区域全体をその組合の区域とする生協が6割を超えているのに対し、農協では0.4%にすぎないという状況になっております。

8ページは、地域購買生協と総合農協の取扱商品を比較したものでございます。地域購買生協の取扱商品を見ますと食品が約8割を占めておりますが、農協では生産資材が約7割を占めており、食品は1割強にとどまっております。

9ページでございます。農協は准組合員として各農協の区域に居住する者が加入できる点と、生協の員外利用規制の関係をどのように考えるかという御議論がございました。それを踏まえての検討でございます。農協の地区は農村を中心として設定されており、その取扱商品は生産資材が約7割となっております。事業協同組合は一般消費者は加入できないこととされております。一方、生協については、「一定の地域または職域における人と人との結合」であり、一般消費者の相互扶助組織という性格がございまして。その購買事業における取扱商品は食品を中心とした消費財であり、展開地域も広域となっております。また、員外利用の禁止・許可制度は、農協等他の協同組合とは異なる、このような生協の特質を踏まえ、中小商工業者との関係から設けられた規制でございます。これらを踏まえますと、員外利用の禁止・許可制度を撤廃し、定款に定めれば許可なく組合員の利用分量の一定割合まで員外利用を可能とすることは、一般小売業等との相違を曖昧にしてしまうのではないかと考えております。

そこで、これまでの御議論を踏まえた対応案でございます。員外利用の禁止・許可制度を引き続き維持することとしてはどうかと考えております。また、行政庁の許可により員外利用が例外的に認められる場合については、法令上、個別具体的に限定して定めることとしてはどうかと考えております。また、具体的な事由として、生協が社会に貢献することが求められている現状を踏まえ、現行の離島、へき地等で生協以外に利用できる施設が存在しない場合のほか、合理的な理由のあるものを追加してはどうかと考えております。さらに、行政庁の許可により員外利用が認められる場合の員外利用の限度を原則100分の20として法令上定めることとしてはどうかと考えております。

続きまして10ページ、購買事業に関する残された論点、県域規制でございます。前回までにお示した方向性はそこにあるとおりでございます。

11ページをごらんください。県域規制の緩和の必要性として挙げられております県境問題について解説したものでございます。左の図は、道路整備、モータリゼーションの

進展、都市の広域化等により生活圏が拡大する前の状態を示したものでございます。左がA県、右がB県となっておりますが、B県には水色部分で示した生活圏が存在しており、その中にB生協の店舗が2店ある図でございます。右上にはB県民のための共同購入拠点としてB生協配送センターが設けられております。

右の図は、道路整備が進み、主要幹線道路がA、B県境をまたいで整備されたことに伴い、都市化が進み、付近住民が格段に増加しております。このような状況と現行の県域規制の関係でございますが、県境付近の主要幹線道路が交差する地点付近にB生協3号店が既に出店している場合のことを想定していただきたいと思っております。その場合、B生協3号店はA県の住民にとって利用の便がよい場所であるにもかかわらず、B生協が他県の生協のため、組合員となって利用することができません。

県境問題はヒアリングでも、県境付近にある店舗を利用できないという御意見が出ていたように、このような付近住民から見た視点での問題が主たる問題ではございますが、それを事業実施主体である生協の側から見ると次のような問題があるのも事実かと思っております。すなわち、B生協がこれから3号店を出店しようとしている場合を考えていただきますと、B生協は県境付近の立地条件のよいところに店舗を出店しても、同一生活圏内のすべての住民を事業実施の対象とできないこととなります。これは、A県内まで続く主要幹線道路沿いに共同購入の配送センターを設けた場合でも同様となります。この場合、仮に前回までにお示した改正の方向性に従って接続都府県まで区域設定を可能としますと、これらの問題が解消され、組合員の利便性や事業の効率性が高まり、組合員サービスの向上等に資することとなります。

そこで12ページでございます。これまでの御議論を踏まえまして、生協における地域のとらえ方でございますが、法制定当初は、「地域組合は、家族を中心とする消費者の地縁的結合体で組合の地域は組合員の住所の連鎖的結合を必要とする」とされておりました。その後、生協を取り巻く状況の変化として、都道府県域を越えたチェーンストアの展開、道路整備、モータリゼーションの進展、都市の広域化が進み、約65%の地域生協が都道府県全域を区域としているように生協の区域は広域化し、その地域の概念は実質的に変化してきております。これに伴い、法制定当初は想定していなかった県境問題が発生するに至っております。

御議論を踏まえての検討としまして、地域の変化に伴い発生してきた県境問題への対応の必要性がございます。接続都府県まで生協の区域設定を認めることにより、この県境問題は解決できると考えております。さらに、地域生協が「一定の地域における人と人との結合」である以上、一定の地域制限をかけることは必要なのではないかと考えております。

そこで、購買事業の実施のために必要と認める場合には、主たる事務所の所在地である都府県の接続都府県まで、都府県の区域を越えて地域制限の区域を設定できることとしてはどうかと考えております。

続きまして、利用事業に関して残された論点にまいりたいと思います。項目は1つでございまして、13 ページ、医療・福祉事業の非営利性の徹底でございます。事務局が提案した方向性はそこにあるとおりでございます。

14 ページでございます。医療・福祉に関する特別会計を創設するに当たっては、医療事業や福祉事業に係る貸借対照表や損益計算書の作成が必要でございます。例えば網かけの部分などはそれぞれの事業に共通する部分も含まれております。

これらを踏まえて 15 ページでございます。前回の御議論を踏まえての検討でございますが、共通資産や経費などがある中で事業ごとに区分することは困難ではないかという御意見に対して、医療・福祉に関する特別会計を創設するに当たって医療事業や福祉事業に係る貸借対照表や損益計算書を作成する場合、それらの財務諸表中の各科目について、医療事業に係るものや福祉事業に係るものへの仕訳を行うことといたします。特に出資金の帰属先や固定資産、人件費等の共通経費については一定の合理的配分基準を設け、それをもとに按分していただいております。

そこで対応案でございますが、16 ページに図示しておりますので、そちらをごらんいただけますでしょうか。共通資産、経費を按分し、事業ごとに区分した上で、割戻しを禁止することや対象事業に係る剰余金の資金移動を行うことを禁止すると定めてはどうかと考えております。また、その際の対象事業でございますが、医療については病院、診療所の業務、訪問介護等の業務のほか、組合が定款で定める事業を含めてはどうかと考えております。具体的には、医療事業に係る特別会計に社会福祉等の業務を含めることを可能にしてはどうかと考えております。逆に、福祉事業の特別会計については、社会福祉事業等のほかに、定款で病院等の事業を定めることも可能にしてはどうかと考えております。

続きまして、共済事業に関して残された論点にまいりたいと思います。17 ページ、共済事業とのリスク遮断でございます。事務局が提案した方向性はそこにあるとおりでございます。

18 ページでございます。兼業規制の趣旨ですが、他の事業の財務状況による影響を受けることを防ぐことにより、共済事業の独立した健全性を確保し、もって契約者を保護するものということでございます。御議論を踏まえての検討につきまして、まず生協の現状については検討会でも大塚委員を初めとする委員から御発言がありましたように、生協は組合員の相互扶助組織として各種サービスを総合的に提供することが基本であり、これまでも共済事業と他の事業それぞれの健全性を確保しながら兼業しているという例が存在しております。続きまして、農協にならい、単位組合については兼業を禁止しないとするについての検討でございます。農協では連合会が共同元受で、かつ支払い責任を全額負っていることから、連合会にのみ兼業規制が講じられているものと考えられます。一方、生協では同様の仕組みをとっていないため、農協法と同じ考え方はとれないと考えております。最後に、完全な兼業禁止の代わりに区分経理等で対応する

ことの適否でございますが、外部債権者との関係を考えた場合は兼業を禁止することがより適当なのではないかと考えております。

これらを踏まえて対応案でございますが、生協は連合会、単位組合であることを問わず、組合員のニーズに応じて各種サービスを総合的に提供しており、その意義は確かに大きなものがございます。しかしながら、一方で、事業規模が一定以上の組合については利害関係人が多数かつ広範囲にわたるため、共済事業以外の事業の財務状況が悪化し、それが共済事業に影響を及ぼした場合に契約者に与える影響は大きくなっております。したがって、再共済または再々共済を実施する連合会に加え、共済事業が一定規模以上の場合には単位組合及び連合会を問わず、他の事業を行うことができないこととしてはどうかと考えております。

最後に、その他としまして2点ございます。19ページをごらんください。1点目は、混合組合を認めるべきではないかとの御意見に関するものでございます。

20ページでございます。混合組合を認めるという御要望の趣旨をわかりやすくするために、これまでの検討会での御意見をお示ししております。もし御意見の趣旨が異なっているようであれば、その旨、後で品川委員に御指摘いただければ幸いです。職域生協のうち、職域のその県内における広がりゆえに生協の事業展開が地域に広がっており、地域生協的な要素を有する職域組合について、現在では組合員の過半数が地域の組合員になった場合には職域生協から地域生協に転じるよう通知で指導しているのですが、そのようにして地域生協に転じた場合には県域規制を受けるため、当該企業が工場等を他県に展開するに当たって支障が生じているという事実を解消してほしいとの御主張かと思います。

そこで21ページでございますが、現行生協法における混合組合の取扱いでございますが、現行生協法においては地域、職域、両方の要素を持つ生協についても職域組合として設立可能であるとするとともに、あわせて都道府県を区域とできることとされております。

また、22ページでございますが、地域と職域の両方の要素が混在している組合について、組合員数の過半数により、これを地域組合か職域組合とするとされております。そこで、仮に地域住民である組合員が過半数となった場合には、職域生協から地域生協に転ずることとなりますが、その場合には県域規制がかかることとなります。しかしながら、地域の組合員数が過半数となっている組合でも、特段の理由がある場合には職域組合として存続し、都道府県の区域を越えることが可能となっておりますので、現在でも地域的な要素を含む生協が母体企業の他県への工場進出等に伴って都道府県の区域を越えて他県工場の職域、あるいはその付近での事業実施を行うことも可能とされております。

23ページ、大学生協の組合員資格でございます。大学生協に加入する際に、学生は大学という職域の附近に居住する者として組合員になっているが、本来の組合員として位

置付けてはどうかという御意見がございました。

そこで24ページをごらんください。対応案でございますが、御意見のとおり、法令上明確に位置付けてはどうかと考えております。

続きまして資料4、これまでの検討会に提出した改正の方向性一覧でございます。第3～5回までの検討会において事務局が提出した資料中、改正の方向性を抽出し、テーマごとに並べ直すなどして一覧としたものでございます。また、ただいま御説明しました、資料3で残された検討項目として御説明した項目は一覧から除外しております。こちらの資料はこれまでにお示したのものでございますし、時間の関係もございまして、説明は省略させていただきます。

最後に資料5、生協の事業種別寄与度でございます。これは先日吉野委員から、何の事業で生協を支えているのかという御質問がございまして、その事業ごとの寄与度について御質問に答えるために御用意した資料でございます。過去にお示した資料と同様、日本生活協同組合連合会会員のうち福祉事業を実施している組合について、兼業状況別に経常剰余の事業種別寄与度をお示したものでございます。兼業状況による区分でございますが、いずれをごらんいただきましても購買事業の影響は大きく、共同購入はプラスの寄与、店舗事業はマイナスの寄与を示しております。

長くなりましたが、以上でございます。

○ 清成座長

どうもありがとうございました。ただいまの御説明に対して御意見をいただきたいわけでございますが、どこからでも結構でございますので御意見をちょうだいしたいと思います。いかがでしょうか。

○ 大塚委員

事務局にこれだけまとめていただいてから重大なことを申し上げるのは、ぶっ飛ばされそうで、もうお会いできないかと思うんですけども、組織・運営規定をまとめていただいて、この2点が一番の論点であることは私も重々承知して今まで考えてきたんですが、総会の位置付けなんですね。現行生協法を見てどこに書いてあるかを探してみますという話を前にしたと思うんですけども、43条に総会の位置付けがあるんですね。その規定を見ていたところ、我々の目から見ると会社法的な目で見えてしましまして、現行会社法は295条という条文で、まず総会がどんなものかという位置付けが2つの方向に分かれて規定されていて、1項では株主総会は何でもできると書いてあるんですね。2項では株主総会は本法で定めることしかできないと書いてあって、株式会社の場合は営利事業をやりますので、生協法で言う管理ではなくて業務ということになるんですけども、その違いを捨象すると、まず総会の位置付けがどっちだというのを規定して話が進むようになってるんです。新会社法の前までは株式会社といえば株主総会は黙ってろ

と、本法に規定されたこと、あるいは定款で定めたことしか決められないと。現行でいうと 295 条の 2 項の方が唯一あった規定なんですね。それが会社法改正で、有限会社とか中小規模、零細規模の会社が入ってきたので、株式会社はそういうパターンであれば株主総会が万能で何でも決めることもできるんだというので 1 項が入ったという経緯がございます。

その会社法的な業務執行の一番の基礎論からすると、生協法 43 条の規定というのは、どっちかわからないというのが感覚的に総会の位置付けを難しくしてるんじゃないかと思うんですね。43 条を見ますと、「左の事項は、総会の議決を経なければならない。」と書いてあるものですから、感覚的に読むと総会はこれしか決められないと書いてある、会社法 295 条 2 項の感覚も持てるんですが、ところが内容を見ますと、いろいろ定まってるんですね。1～11 号までを見ますと、組合の事業管理については総会は何でもタッチはできるというようにも読めるわけでして、そこの 43 条をこのまま生かしたままでいくのか、あるいは、総会は何でも定められるとするのか、総会は左の事項しか決められないとするのか、基本方針を入れることができるのかできないのかという問題は大きな問題としてあるのかなと思ったところでして、僕個人の考えで言わせていただくと、ここで前々から申し上げていたとおり、生協の特徴からすると、理念として組合員の総意ということをどこかで書いておいた方がいいんじゃないかなという気がしないでもないんですね。そうすると 43 条は、総会というのは何でも決められるんだよと、特に左に掲げるようなことねとかいうニュアンスの規定になるのかなと。あるいは、それだとかどこかに差しさわりが出てしまうのかなと。その点をここで新たに論議し出すと大変かなと思うんですが、重要なことかなと思って指摘させていただきたいんです。

以上です。長くなりました。

○ 清成座長

今の点で、山下委員、何か御意見ございますでしょうか。

○ 山下委員

大塚委員の今の御意見というのは、株式会社でいえば人的な色彩が濃い方の会社に合わせて総会が最高機関であると。だから今の公開会社のように総会で決議できる事項というのは限定して、なるべく取締役会にゆだねるといふ方向とは違う方向を明らかにしておいた方がいいのではないかと。それは確かに、協同組合の考え方からいけば、いかに組合員が多数いて、実際には総会といつてもなかなか機能しないけど、理念としては総会が最高機関になるというのはあり得る話だろうと思います。そこが相互会社とは違うと。それはあり得る話だろうと思いますが、具体的にどこまでをといるあたりになると、なかなか一般論では決まらないところもあるかなと思うんですね。2 号で規約の設定、変更とか、こういうのは共済の約款も総会の決議事項になってたりするというあた

りが実際的なかなど。理念としてはわかるけど実際的なとか、いろいろ細かい問題を考えていくと問題がありそうなので、少し事務局に問題点を洗ってもらってから考えた方がいいかなど。私も結論らしいものがよくわかりません。

○ 清成座長

この点は事務局で御検討いただきたいと思います。

○ 品川委員

ほかの点で発言させていただきます。資料2の基本的考え方のところでは補強なり、つけ加えていただけないかと思う点が2つございます。

一つは、2ページですが、購買事業の基本的考え方の中で、生協の本旨、公共性・公益性とのバランスということで御指摘いただいております、これは確かに必要な観点の一つだと思います。同時に、この検討会での各委員の御議論なり、あるいは座長の御指摘にもあったかと思うのですが、全体として経済的関係での規制というのはできるだけ緩和なり撤廃をし、生協の組織の本旨にかかわる問題について今日的な規制のあり方を検討するという考え方が必要なのではないかという御指摘があります。特に今日的にいいますと、各種日本の社会における制度、システムについて行政による事前規制から事後チェック型へと大きく転換しているという流れでもありますし、そういう内容をもう一つ基本的考え方一本立てて、購買事業のあり方について御検討いただくということを、まず基本点として押さえていただけないかということが一つです。

それからもう一つは、3ページに、利用事業の基本的考え方という御指摘をいただいております。具体的には福祉事業と福祉活動を両方育てていくことが必要であるという結論でございます、このこと自体は私も賛同するのでありますけれども、これも前回の論議にありましたように、福祉事業なり福祉活動というのを狭義にとらえるのではなく、育児支援ですとか、消費者トラブルの相談、自立支援、事業を通じてのコミュニティの再興なり活性化なり、いろんな意味で公共性・公益性という面の諸活動が存在するのであります、福祉事業、福祉活動について狭い意味ではなくて、極力広い意味でとらえるんだということを基本的考え方の中で明示していただけないものだろうかというのが2つ目です。

これまでの議論の整理ということで、基本的考え方をそんなふうには補強していただきたいというのが私のこの時点での発言でございます。

○ 清成座長

どうもありがとうございました。問題は経済運営の方針みたいなものがここにきて大きく変わったという、それが定着する考え方なのか、あるいはまた変わり得るのかという話があると思うんですけれども、現実には少子高齢化ということが進んでいて、そ

うなるとどうしても労働力人口が減ってきますよね。イノベーションなんて言ってますけど、経済成長率3%を想定していてもなかなか難しいということになると、現実には税収はそれほど上がらない、成長率もそんなに高くないという可能性があって、社会保障負担が強まると財政危機ということが当然出てきますよね。そうすると事前規制から事後チェックへということは、どうやら21世紀に定着しそうなフレームだと思うんですね。その辺を考え方としてはっきり出すか出さないかというあたりが一つあります。

そういう問題と、もう一つは、今言ったようなことが国際的にどうなのかということになると、先進諸国、大体そういう傾向になってきているということも確かなんです。そういう枠組みを前提にした場合、生協のテリトリー、存在意義というのは一体何なのか。生協の役割とか存在意義を改めて整理し直すというときに、全体のフレームとのかかわりをどうするかというのは非常に重大な問題が残されてきていると。生協法制定の頃と今とでは相当状況が違うんじゃないかということは認識しておかなきゃならないかもしれません。

そのほかいかがでしょうか。

○ 吉野委員

県域規制についての具体的な対応案の説明、これ変じゃないですか。A県とB県の間でこういう問題があるからという理由でA県とB県の間で県域規制を外すんだとしたら、B県とC県の間でも同じことが起こりうるんだから、これをどんどん展開していったら全国境がなくなっちゃうはずで、こういう説明は成立しないんじゃないですか。私自身は購買事業に関しては県域規制などは撤廃しちゃえばいいと思ってるんですけども、しかし、この説明はおかしいんじゃないかという気がします。

それからもう一点、今の話は揚げ足を取ってるわけではなくて、今座長がおっしゃったお話は、言い方を変えると、今日の地域社会において生協がどういう役割を持っているかという話でもあります。そういう意味では、今日極めて深刻な、急がれる問題は、地域社会がいろいろな場面でいろいろな形で変質あるいは崩壊しているということですね。この問題に関して生協に課せられた課題は相当大きなものがあるんじゃないかと思えます。県域がどうしたこうしたという話は全く形式的なことで、もっと現実に基づいて話をしなければいけないんじゃないかと思うんです。

さらに、員外利用規制の話も現実に即した話をすべきだ。員外利用規制について資料3の9ページに、対応案の根拠として、一般小売業等との相違を曖昧にしてしまうのではないかということが書いてあるんですが、実態としては一般小売業との違いなんてないわけで、なくていいわけです。それは地域住民にとってみれば生協の店舗と隣の小売店との違いなんて全然意識してないからです。それを意識させる必要性がもしあるとすれば、それは生協内部の運動として、これは小売業とは違う理念でやっているんだとい

う話から出てくるのではないかと思います。そうでなければ、国民的な視点からいえばこんな違いはむしろなくす方向でやっていかなければならないのではないかと私は思うんです。そういう意味でも購買事業に関しては員外利用規制も撤廃して構わないと私は思ってるんです。

○ 清成座長

どうなんですかね。例えば社会的規制について企業よりも生協の方が敏感であるということとは言えなくもないだろうと。例えば安全性とかいうところですね。企業が鈍感だというわけではもちろんないわけですから、程度の差かもしれないんですけども。という生協ならではの生協開発商品で非常にはっきりしたものがあるのかなのかという問題もありますけどね。

○ 吉野委員

それはもしあるとすれば、地域住民の側から見た時に、その生協店舗の特徴として認識される話で、それがあから別の事業であるというふうにしななければいけない理由にはならないのではないかと。

○ 清成座長

それはそうかもしれませんね。

○ 品川委員

今の点についていいますと、行政による規制の枠組みがあるから、例えば安全性の問題について一般企業より敏感だという問題ではなくて、生協の組織の構造が株式会社の形態ではなくて協同組合の組織構造によります。利用者である消費者が総代会を構成し、理事も大半が消費者の選ばれた人たちが理事会を形成し、各種の日常運営についてもそういう人たちの声を反映する仕組みがいろんな形でとられることがあって、そういう点では安全について敏感な消費者の声が事業運営にスムーズに、あるいは強く反映される組織の形になっていることからくることであって、員外利用規制なり県域規制なりがあるからそういうことになってるといふこととは違うのではないかと実態としては思っております。

○ 清成座長

もちろんそれはそのとおりで、規制があるからという話ではないと思いますけどね。ただ、今の世の中だと、企業も消費者の動向には敏感になってくるし、マーケットの方が敏感に動くという場面もあるんですよね。そこをどう考えるかですね。